

動物愛護管理推進費

9 4 百万円（1 2 8 百万円）

自然環境局総務課

### 1. 事業の必要性・概要

動物愛護管理法及びペットフード安全法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及啓発及び動物愛護行政の各種課題や飼養動物及び動物取扱業の実態等を把握するための調査・検討等を行うものである。

特に、平成 24 年の通常国会で成立を目指す動物愛護管理法の改正に伴う省令告示の改正や動物愛護管理基本方針の見直し、各種基準やガイドラインの改訂、作成を行う必要があるため、必要な調査、検討を行う。また、改正法の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く国民への理解、普及に取り組んでいく。さらに、東日本大震災における各自治体や関係団体による被災ペットの取り組みに関する記録をとりまとめるとともに、今後の災害に備えた被災ペット対応マニュアルの作成を行う。

### 2. 事業計画（業務内容）

- (1) 総合的な普及啓発事業（S52 年度～）
- (2) 各種基準、ガイドライン等作成等（H23 年度～H26 年度）
- (3) 省令告示改正の検討（H24 年度～H25 年度）
- (4) 改正法の普及啓発（H24 年度～H26 年度）
- (5) 被災ペット対策の記録・対応マニュアル作成・普及（H24 年度～H25 年度）

### 3. 施策の効果

・ 策定後 5 年を目途とした動物愛護管理基本方針の見直し及び改正法に基づく省令・告示改正にかかる必要な調査、検討を行うことで、改正法とあわせた効果的な施策の展開に寄与する。

・ 東日本大震災における被災ペット対応の記録集の作成、対応マニュアルの作成と普及により、同様の大規模災害に備え、自治体等によるペットの同行避難の方法、ペットと同居可能な避難所・仮設住宅の設置等について、効果的な対策の検討、実施に役立つ。



# 動物愛護管理推進費 94(128)百万円

## 背景

目的：飼養動物の愛護・管理

### ◆動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及び猫の引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進 等

※都道府県等の自治事務  
 ※環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

### ◆ペットフード安全法

- 犬及び猫の健康の保護
- ペットフードの製造、輸入、販売の規制
- 基準・規格の設定
- 立入検査等によるモニタリング

※農林水産省との共管  
 ※国の事務

法の見直し  
 24年通常国会  
 提出(予定)

東日本  
 大震災への  
 対応



## 事業計画

### 動物愛護管理法に基づく施策の推進



- **調査連絡事務費** 8,277(3,578)千円  
 (関係省庁、関係自治体等の担当者会議、犬猫等の譲渡支援広域データベース運用等)
- **動物適正飼養推進・基盤強化事業** 46,113(55,514)千円  
 (ポスター・パンフレット・ガイドライン作成やシンポジウム開催等の総合的な普及啓発、動物愛護センサス及び基本指針フォローアップの実施、基本指針の見直しにかかる検討、改正動物愛護管理法に基づく省令・告示改正にかかる検討、改正法の普及啓発、被災ペット対策の記録・対応マニュアルの作成と普及)
- **動物収容・譲渡対策施設整備費補助** 35,000(50,000)千円  
 (中核市が収容した犬猫の譲渡を進めるため、中核市の動物収容施設の新築・改築・改修等の支援)

### ペットフード安全法の円滑な施行



- **飼養動物の安全・健康保持推進事業** 4,255(19,096)千円  
 (安全性の課題等の情報収集・調査、中央連絡会議の開催、立入検査の実施)

(新) 警戒区域内における被災ペット保護活動事業<復旧・復興>

※東日本大震災復興特別会計(仮称)(復興庁計上) 100百万円(0百万円)

自然環境局総務課・動物愛護管理室

## 1. 事業の目的

環境省と福島県は、他の自治体職員や獣医師等の協力を得ながら、5月10日以降、住民の一時立入りに伴い警戒区域内に取り残された犬猫の保護活動を行い、一時立入りが一巡した8月26日までに、犬300頭、猫191頭を保護した。

9月以降は、飼い主からの保護依頼情報等を基に、放浪犬猫の保護を行ってきたが、すでに、事故発生後半年以上が経過し、警戒心が強くなった犬及び猫の捕獲に難航していることから、依然として多くの犬及び猫が取り残されている状況である。

これまで、警戒区域内におけるペット保護活動や既存シェルターの運営管理等は、緊急災害時動物救援本部に寄せられた義援金により実施してきたが、今般の東日本大震災による被災ペットの救護は福島県以外にも広域に及んでおり、かつ長期化していることから、義援金が不足している状況のため、さらなる保護活動の実施が困難である。一方、10月に開催された中央環境審議会においても、委員から迅速かつ大規模な保護活動の必要性が指摘されている。

このような状況で、来年春～夏の繁殖期を迎えた場合、警戒区域内で第2世代が爆発的に増えてしまう恐れがあり、放浪犬猫の野生化等の影響で、住民の生活環境が悪化する恐れがあることから、早急な捕獲の実施が必要である。

## 2. 事業の概要

### (1) 警戒区域内からの被災ペット(犬及び猫)の救出

捕獲檻等を用いて、警戒区域内に取り残されている被災ペット(犬及び猫)の保護活動を実施。実施にあたっては、動物救護専門員として日本獣医師会、全国の自治体、民間の動物愛護団体等の協力を得ながら、警戒区域内における保護活動を行うための体制整備、人材派遣のコーディネート、必要な機材(捕獲檻、車両、燃料、保護用餌、防護服等)の準備を行う

### (2) 被災ペット一時収容施設(シェルター)の設置

既存の福島県収容施設の敷地内に、仮設シェルターを設置し、救出・保護した犬猫を収容する。

### (3) シェルター管理運営費

シェルターに収容された犬及び猫に対して、不妊去勢措置やマイクロチップ装着などの施術をするとともに、適切な飼養管理を行う。


### (4) 被災ペットの内部被ばく量調査

長期間、警戒区域内を放浪していることによる影響を調べるため、保護した犬猫の内部被ばく量調査を行う。調査は尿を採取・分析することで行う。調査結果は、今後の科学的知見として活用するとともに、被災ペットの譲渡推進にも活用する。

### 3. 積算

(1) 警戒区域内における被災ペットの救出	33百万円
(2) 被災ペット一時収容施設の設置	22百万円
(3) シェルター管理運営費	34百万円
(4) 内部被ばく量調査	11百万円

# 警戒区域内における被災ペット保護活動事業 100(0)百万円

 目的: 福島第一原発半径20km圏内に取り残されているペット(犬及び猫)の救出・保護、保護動物の適正な飼養管理及び飼い主への返還・譲渡の推進

## 警戒区域内からの ペットの救出

- ・日本獣医師会、全国の自治体等との連携にかかる被災ペット保護の体制整備
- ・生息状況調査・保護方針の検討
- ・捕獲檻、車両、燃料、防護服等の必要機材の用意
- ・一斉捕獲の実施

## 救出ペットの 収容・管理

- ・一時収容施設(シェルター)の設置
- ・保護動物の飼養管理のための人材確保
- ・保護動物の不妊去勢手術、マイクロチップ装着
- ・内部被ばく量調査

元の飼い主への返還、  
新たな飼い主への譲渡

